

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための組織に関する事項

当院における感染防止に関する意思決定機関として、病院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。

また、「感染対策チーム（以下ICT）」を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

職員の感染防止対策に関する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上行っています。

4. 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上で問題となる微生物の検出状況をICT、委員会で情報を共有し、必要に応じた感染対策の周知や指導を行っています。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、ICTが感染対策に速やかに対応します。

また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 抗菌薬適正使用のための方策

薬剤耐性菌の予防のために広域抗菌薬等に指定抗菌薬と定め、届出制としています。

抗菌薬使用患者は、使用量、効果などを定期的にICTが介入し、適切な抗菌薬使用になるよう努めます。

7. 他の医療機関等との連携体制

当院は、感染対策の強化、医療関連感染発生時に助言を受けるため、大分県立病院と連携を行い、情報の共有を行っています。

2022年4月1日